事 務 連 絡 令和 6年 3月 29 日

各障害福祉サービス事業所等運営法人 御中

島根県健康福祉部障がい福祉課

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る手続きについて(補足)

平素より、障害福祉サービス事業所等の適切な運営に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。 「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」に係る手続きについては、令和6年3月22日付け事 務連絡にて計画書等の提出様式の掲載をお知らせしたところですが、以下のとおり補足しますので、 ご確認ください。

記

- 1 計画書等の提出について
- (1) 提出期限 令和6年4月15日(月)
- (2) 提出様式等

法人単位で以下の書類をご提出ください。

- ①-1様式第1号 交付申請書
- ①-2別紙様式2-1 (交付金)
- ①-3別紙様式2-2 (交付金)
- ②口座振替申出書、通帳の写し

【掲載場所】

トップ>医療・福祉>福祉>障がい者福祉>事業者向け 2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金

- ※必ず県のホームページに掲載している様式でご提出ください。
- ※①についてはホームページに掲載しているエクセルをそのままご提出ください。
- (3) 提出方法・提出先

4月2日以降に以下のアドレスあてメールで提出ください。<u>(提出はメールのみ)</u>

メール syogai-syogu@pref.shimane.lg.jp

※現在メールアドレス開設準備中であり4月1日中に開設予定です。

※件名に「〔法人名〕処遇改善臨時特例交付金交付申請書」とご記載いただき、ご 提出ください。

2 交付金の支払いについて

- ・令和4年度に実施した福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金と異なり、 交付金は県から直接支払われます。(前回との相違点は別添をご参照ください) 交付金の支払いは事業所単位ではなく法人単位となりますので、振込先は原則1法人1 口座となります。
- ・国保連合会から各月の交付額の通知が6月から9月まで毎月なされますが、交付金の支払いは6月と9月の2回となります。

(2~4月サービス提供分を6月に、5月サービス提供分と過誤調整分(最大2か月間対応)を9月にお支払いします)

※支払スケジュール等については別表をご確認ください。

【お問い合わせ先】

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金厚生労働省・こども家庭庁コールセンター

電話番号:050-3733-0230

受付時間:9:00~18:00 (土日含む)

※上記コールセンターへの電話が繋がらない場合、県へお問い合わせをいただくことがあると思います。その際は、質問票を FAX またはメールにて送付いただきますようご協力をお願いいたします。

(事業所が東部・隠岐のみに所在又は事業所が東部・隠岐・西部をまたいで所在する場合)

【障がい福祉課】 FAX:0852-22-6687

メール: syogai-syogu@pref.shimane.lg.jp

(事業所が西部のみに所在する場合)

【石見指導監査室】FAX:0855-29-5547

メール: syogai-syogu@pref.shimane.lg.jp

(メールの表題に「処遇改善臨時特例交付金疑義照会」と記載)